

平成21年6月19日

【西川水資源政策課長】 それでは、時間も過ぎましたので会議を開会させていただきたいと思います。

本日の議事に入ります前に、幾つかご報告を申し上げます。まず、本日は定足数の半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立しております。なお、守田専門委員からは、本日は所用のためご欠席との連絡をいただいております。

次に、前回の部会以降、委員の異動がございましたのでご紹介させていただきます。佐藤文三専門委員が辞任されまして、後任として佐々木政則専門委員にご就任いただいております。

【佐々木（政）専門委員】 佐々木です。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 ありがとうございます。

また、事務局側にも異動がございましたのでご報告いたします。村井総合水資源管理戦略室長でございます。

【村井総合水資源管理戦略室長】 村井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 なお、本日の会議は公開で行っており、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、また、議事録につきましても各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。

一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中の発言は認められておりませんので、よろしくお願いいたします。また、会場内の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、事務局を代表いたしまして、水資源部長の上総よりごあいさつ申し上げます。

【上総水資源部長】 委員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

まず、渇水の状況についてご報告申し上げたいと思います。西日本を中心に大分、雨が少なくなっております。四国ではこの4月～6月の雨が平年の2、3割という状況でございます。6月9日に梅雨入りいたしておりますけれども、気象庁ではあまり多い梅雨にな

らないという予報にもなっているようでございます。吉野川水系でございますが、先ほど部屋を出るときに早明浦の利水の貯水容量を見てみますと、本日1時現在でございますが36.6%と、この時期で見ますと平年の半分以下でございます。管理に入ってから、この時期としては少ないほうから2番目という状況かと思えます。

昨日の貯水率から見ますと、1日に3%、ダウンしているという状況でございます、このままいきますと来週初めには第3次節水ということになりそうでございます。第3次節水と申しますと、徳島が17.5%、香川が50%という取水制限がかかるということで、市民生活に影響が出るのが心配されるところでございます。関係省庁におきましても、渇水対策会議の集まりを持ったりして、情報交換に努めているところでございます。国土交通省としても、関係の皆さんと連絡を密にしながら万全の対応を行ってまいりたいと思っております。

さて、本日の吉野川部会でございますが、吉野川水系のフルプランの中間評価を、この間ずっとお願いしてきております。先ほど申しましたように、昨年6月に第1回、集まっていたきまして、現地で調査・審議をいただきました。さらに前回は四国各県からの担当の方に事情をお聞きし、また、この中間評価を行っていただく上での主要な論点について、どういうことがあるかというご議論をいただいたところでございます。事務局では、前回の議論あるいはその後の各委員からいただいたご意見等々を踏まえまして、本日、その取りまとめの案を準備したところでございます。委員の皆様にはぜひ、いろんな角度からご意見をいただいて、中間評価を、できましたら本日、こういう形でまとめたらどうかというところまでご議論いただければと思っております。ぜひ、いつもと同じように活発なご議論をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

【西川水資源政策課長】 それでは、これより議事に入りたいと存じます。ここからの進行は、丸山部会長、よろしく願いいたします。

【丸山部会長】 それでは、早速審議に入らせていただきたいと思います。各委員におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

今の部長のごあいさつにもございましたけれども、この部会は吉野川水系における水資源開発基本計画の中間評価ということでございまして、昨年6月と、1月に引き続きまして今回が3回ということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。前回の会議では、四国の各県から担当の方にご出席いただきまして、各県の現状、課題についてご説明を頂戴し、意見も交換させていただいたところでございます。それから、事務局からは

吉野川水系における水需給の状況とか、中間評価の主要論点について説明を頂戴して、活発な議論をしたという段階でございます。

本日、中間評価案につきまして審議を行っていただくことになっておりますけれども、事務局のほうではこれまでの議論を踏まえまして、この部会における取りまとめ案、それから中間評価報告案、2つの資料をご準備いただいていると聞いております。進行の方法としましては、事務局から前回部会の補足説明を含めまして、各資料について順次ご説明を頂戴いたしまして、この部会における取りまとめ案につきまして審議の上、取りまとめを行っていきたいと考えております。その後に、中間報告書案について意見交換を行うという、2段階を考えています。

これまでの議論の総まとめということでございますので、内容がかなり盛りだくさんになっているようですが、会議の時間は16時まで、委員の皆さんのご都合もございまして、そこでまとめさせていただければありがたいと思います。時間が限られておりますけれども、効率的な進行に努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、早速ですが前回部会の補足説明ということで、資料2について事務局からまず、説明をお願いいたします。

【細井企画専門官】 企画専門官の細井でございます。私のほうからご説明申し上げたいと思います。

まず、資料2でございますが、「吉野川水系における降雨傾向と施設の供給実力（前回部会資料の時点修正）」という資料でございます。この資料を1枚めくっていただきますと、このようなグラフの紙が出てまいります。これにつきましては、前回の部会で資料4としてお示ししたものでございます。前回の部会の時点では、最新のデータ、19年までのデータを使用しておりましたが、本日の時点で平成20年のデータまで入手が可能となったことから、近年20年のとり方を1年延ばしまして、平成元年から平成20年の20年間にデータを延伸して時点修正を行ったものでございます。その結果、下のほうにもありますが、前回の平成19年までのデータで見ますと、既往最大の渇水年というのが平成17年でございますが、データを延伸したことによりまして、実は平成20年が既往最大の渇水年であったということが判明してございます。

真ん中の表にございますが、それぞれ現行フルプラン策定時の安定供給可能量、最新データによる安定供給可能量が示してございます。今回のデータを延伸しましたことによ

て、最新のデータによる安定供給可能量というところが、前回から変更になってございます。それぞれ、若干数字が落ちているということでございます。この表につきましては、後ほど資料3のほうでも出てまいりますので、そのときに再度、ご説明申し上げたいと思っております。

資料2につきましては以上でございます。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、特に質問とかご意見はございますでしょうか。データを最新のものに変えられたようで、それによって少し数値が動いたというご説明がありました。

特にございませんでしょうか。それではこの件はこの程度にしまして、この部会における調査・審議の取りまとめ方に移らせていただきたいと思います。資料3につきまして、事務局からのご説明をお願いいたします。

【細井企画専門官】 それでは、資料3につきましてご説明いたしたいと思えます。

資料3につきましては、表題が「吉野川水系における水資源開発基本計画中間評価について」となっております。この資料の性格といたしましては、前2回の部会でご議論いただいた内容について、部会としての取りまとめということで今まで議論いただいた中身を整理した資料でございます。ちょっとボリューム、盛りだくさんですが順次、頭からご説明してまいりたいと思えます。

まず1番、「はじめに」というところでございますが、冒頭、フルプランの概要について記載してございます。指定水系におきまして、おおむね10年から15年程度先を目標年度として、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項を定めた計画であるということです。その次に、中間評価について述べております。全部変更、いわゆる水の需給計画を策定してからおおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行うということになっておりまして、吉野川のフルプランにつきましては、平成14年2月に全部変更が行われておりますので、おおむね5年経過したということで昨年6月からこの部会におきまして中間評価を始めたということでございます。今回が3回目ということでございます。

計画の達成度の点検につきましては、そこに①から③まで書いてありますが、需給計画の状況、建設事業の進捗状況と効果、その他重要事項の達成状況等の各事項について、こ

の吉野川水系のフルプラン以降に全部変更が行われました他のフルプランの考え方と比較しながら、そのような事項について点検を行っていきながら、流域に固有の課題の洗い出し等を行って、総合的に評価して、最終的に計画変更の必要性及び緊急性の判断を行ったということでございます。

2番に、「吉野川水系の水資源開発の経過及び利用の概況」ということで整理をしております。これはもう皆さん、ご承知のとおりのこと書いてございます。四国は北側に雨が少なく、南が多いという話。それから水資源開発の歴史を若干振り返って、1ページから2ページにかけて書いてございます。それから、吉野川総合開発の話に少し触れてございまして、吉野川総合開発を経て富郷ダム建設をもって、今の水利用の形態ができていくということでございます。ちなみに、吉野川総合開発による新規開発水量は、都市用水、農業用水を合わせまして年間約9億2,200万トンございまして、その利用割合を県別に見ますと、徳島県が約45%、香川県と愛媛県が25、6%、高知県が約4%ということになってございます。この他に、河川維持用水、既得用水として年間約8億900万トンの補給水量があるということでございます。

3番目で、「現行フルプランの概要と特徴」ということで、概要を整理しております。お手元の参考資料、29ページに現行フルプランがございまして、必要に応じてご覧いただければと思います。目標年が22年となっております。対象地域、いわゆるフルプランエリアと称しておりますが、これにつきましては水道用水、工業用水、農業用水いずれかについて、指定水系である吉野川水系からの供給を受ける地域、これをもってフルプランエリアとしております。それから、需要の見通しでございます。都市用水につきましては、目標年、22年における吉野川水系に依存する需要想定ということで、水道用水が約10トン、工業用水が約12トンで、合計が約22トンとなっております。これらは、平成10年度の取水実績、平成10年度というのは、このフルプランをつくったときの最新の取水実績値でございますが、それに対してそれぞれ約30%、51%、41%の増加を見込んだ計画になっております。なお、フルプランには説明資料が後段についているのですが、参考資料で言うと34ページ、35ページになりますけれども、その表の中では、フルプランエリアの水需要の総量と、その内訳として吉野川水系に依存する水量と、他水系、吉野川水系以外の水系に依存する水量についての需要の見通しが示されております。農業用水につきましては、吉野川水系に依存する水量の増加は見込まれてございません。

次に、供給の目標についてでございます。フルプラン本文のほうに記載されております

が、これら水需要に対して、降雨状況の変化等、地域の特性に応じた安定的な水利用を可能にすることとされてございます。ただし、この現行フルプランにおきましては、説明資料におきましても、吉野川水系以外の水源、いわゆる自己水源からの供給量については示してございません。次に、供給の目標を達成するために必要な施設の建設に関する基本的な事項でございます。農業用水、水道用水、工業用水を供給します香川用水施設がございしますが、この構造物劣化等に対処するとともに、厳しい渇水時においても安定的に水道用水を供給するための調整池の建設を行う香川用水施設緊急改築事業が継続実施するということで位置づけられてございます。

それから、その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項でございますけれども、吉野川の現行のフルプラン以前の、前のフルプランには、そこにかぎ括弧で書いてございます、4つの項目が記載されてございました。「水資源開発及び利用を進めるに当たっての水源地域の開発・整備」、「既存水利・水産資源の保護」、「水利用の合理化」、「水質及び自然環境の保全等に配慮」という4つがありましたけれども、それに加えて現行のフルプランでは、供給の目標が先ほど申し上げたとおり、地域の特性に応じた安定的な水利用を可能とするとしたことに関連いたしまして、これまでに供給が可能とされた都市用水の水量、約27トンでございますが、これを現行フルプラン策定時点での、既往最大の渇水年に相当します平成6年において、年間を通じて安定的に供給可能な水量に換算すると、約19トンに相当しているということが明記されております。それ以外、新たに記載されておりますのが、以下に並べております6つの項目、これらが新たに、いわゆるその他重要事項として記載されているということでございます。

以上が現行フルプランの概要でございますが、その下、3-2で現行フルプランの主な特徴として、利水の安全性の考え方の導入ということが記載してございます。これは何かと申しますと、過去のフルプランでは、新規需要に対処するためにダム等の水資源開発施設の、いわゆる基準年における開発水量、これを供給の目標として設定してございました。それに対しまして、現行のフルプランでは、先ほど見ましたように「これらの水の需要に対し、降雨状況の変化等地域の特性に応じた安定的な水利用を可能にすること」と設定されてございますので、従前のように、単に需要に見合う開発を行うことを目標にするのではなくて、利水の安全性を確保することに目標が切りかえられてございます。これは、吉野川水系以降に全部変更が行われた他水系のフルプランにおける供給の目標に先鞭をつける考え方、要するにこれ以降は皆、同じような目標の設定になってございます。

現行フルプランは、こういう新しい考え方を導入したのですが、いわゆる本文においては安定供給可能量、20分の4——20年のうちの4番目の渇水年という意味でございますが——の記載はなくて、先ほどご覧いただいたフルプランの説明資料の表のほうに記載されているだけでございます。それと、先ほど見たように、その他重要事項の部分に既往最大級の渇水年である平成6年における安定供給可能量というものが示されてございます。なお、これ以降に全部変更が行われました他の水系のフルプランにおきましては、近年、20分の2、20年のうち2番目に大きな渇水年の安定供給可能量というのを、説明資料だけではなくてフルプランの本文のほうにも記載しておりまして、安定供給可能量という考え方がより明確になってございます。

以上が、現行のフルプランの概要と特徴でございます。

次に4番でございます。「現行フルプランの達成度の点検・評価と流域に固有の課題の洗出し」ということでございます。まず、需給計画の状況でございますが、現行フルプランにおきましては、農業用水についてはこの水系に依存する水量の増加は見込まれないとされてございますので、ここでは都市用水、水道用水と工業用水の需給状況について点検を行いました。まず、需要についてですが、現行フルプランは検討期間が昭和53年から平成10年でございますが、この期間の取水実績をもとに、目標年である22年の需要の見通しの推計を行っております。説明資料のほうには、フルプランエリアの都市用水の総量として約28.1トン、うち吉野川水系依存量は約21.5トンと記載されてございます。下に表-1とございますが、これはフルプランの説明資料を抜粋した表でございます。水道用水、工業用水、都市用水の合計ということでそれぞれ総量と、他水系依存量、吉野川水系依存量と、このような表になってございます。

5ページでございますが、このフルプランエリアにおきましては、吉野川水系以外の水源、いわゆる自己水源に依存する割合が比較的高いということから、需給の状況については自己水源依存量も含めて評価する必要があるだろうと。そのため、需給の状況についてはフルプランエリアの都市用水の総量で評価をしました。この中間評価では、需要想定点検については、現行フルプラン策定時の検討期間の終期、最新年である平成10年度の実績と、それ以降の取水実績、この点検を行ったときの最新データは17年の実績になってございますが、それを対比することで現行フルプラン策定後の需要の動向というのを把握するとともに、その動向を踏まえて22年の需要見通しについて調査・審議を行いました。その結果でございますが、フルプランエリアの都市用水の総量では、平成10年度以降の

実績はほぼ横ばいでした。次の6ページにグラフを載せてございますので、それらをご覧くださいながらご説明したいと思いますけれども、上から、水道用水、工業用水、都市用水と3つのグラフになってございます。一番下の都市用水のグラフをご覧くださいと思いますが、黄色い棒グラフがございまして、これは、昭和55年から平成17年まで、吉野川水系に依存した最大取水量の実績でございまして、それから、その上に折れ線グラフがございまして、これがフルプランエリア全体の最大取水量、いわゆる自己水源、その他水系からの取水量も含むものでございまして、ですので、この黄色い棒グラフと折れ線グラフの間の値がその他水系から取水した量ということになります。平成10年の値を見ますと、総量で20.4トンとなっておりまして、平成17年では20.9トン、ほぼ横ばいくらいになっているということでございます。

一番上、水道用水を見ますと、平成10年が12.4トンに対しまして、平成17年は11.6トン。10年以降、一度少し増えているのですがその後、減少に転じまして、大体今、17年の値ぐらい、横ばいになっているということでございます。水道用水につきましては、需要予測に比しまして、一人一日平均給水量の伸びが想定を下回っているということと、給水人口の伸びが想定を若干、下回っているということ、需要の想定と実績に相違があると考えられてございまして、この需要動向を踏まえまして、今後の社会経済動向に大きな変化がないという前提を置くとすると、22年の需要見通しについても平成17年度実績と同程度になるのではないかと考えられます。

それから工業用水でございまして、工業用水は平成10年の実績が8.0に対しまして、平成17年が9.3ということで、平成13年に1.3トンほど増えてございまして、それ以降はずっと横ばいになっているということでございます。工業用水につきましては、工業出荷額の伸びが想定を下回っていることなどによって、需要想定と実績が相違しているものと考えられます。ですので、工業用水も同様に、今後の社会経済動向に大きな変化がないという前提を置くとすると、22年の需要見通しにつきましては、平成17年度と同程度くらいになるのではないかと考えられます。

以上が、需要の動向の評価でございます。

続きまして7ページ、供給のほうでございまして、現行のフルプランでは、供給の目標を達成するために必要な施設――以下、供給施設といいますけれども、この新たな建設というのは位置づけられてはございません。供給施設につきましては、過去のフルプランで全て手当て済みとなっております。早明浦、富郷等のダムでございまして、吉野川水系では、



近年の降雨状況等の変化によって、ダムの計画時及び現行フルプラン策定時と比べて、供給施設の水の供給能力が低下していることがわかっております。

8ページのグラフをご覧いただきたいと思いますが、先ほど資料2でお示した表と同じものでございますが、一番上の欄は現行フルプラン策定時の安定供給可能量でございます。現行フルプラン策定時の検討は、昭和53年から平成10年のデータを使っております。吉野川水系の水源による供給可能量を書いてございますが、ダム計画時では毎秒26.6トンの供給可能量があったのですが、現行フルプラン策定時点での20分の4、20年のうちで4番目に大きな渇水の年、昭和63年に相当しますが、24.8トンに落ちている。それから、近年最大の渇水年、平成6年でございますが、このときの流況ですと18.9トンまで落ちていると。これが現行フルプラン策定時の安定供給可能量ですが、最新のデータで計算しますと真ん中の数字になります。最新のデータは平成元年から平成20年のデータでございますが、ダム計画時はもちろん同じでございますが、近年、20分の4につきましては平成7年になりまして、計算しますと22.5トンということで、現行フルプラン策定時に比べても約1割、供給可能量が減っている。それから、一番右の近年最大の渇水年は、先ほど申し上げましたように平成20年、昨年が該当しますが、15.6トンになっている。そのうち、早明浦ダムの供給可能量というのが一番下にありますが、ダムの計画時は、水系全体26.6トンのうち、早明浦ダムが15.1トンの供給を担っていたわけですが、近年20分の4で見ますと11.9、近年最大で見ますと実に6.3ということで、かなりの実力低下、供給可能量の低下が見られるということでございます。

7ページに戻っていただきたいと思いますが、ただいま申し上げたことがずっと書いてあるわけでございます。一番下のパラグラフ、「なお、吉野川水系における定量的な分析というのは行われていないが、実際の供給可能量の減少には、近年の降雨状況等の変化だけでなく、流域の森林の蒸発散量の増加が影響している」という指摘もございます。

以上が、供給の評価でございます。

続きまして9ページ、需給バランスでございます。需給バランスを点検するには、フルプランエリアにおける需要と供給の全体像を把握する必要があります。需要につきましては、フルプランエリア全体の需要動向というのが把握できてございますが、供給につきましては、後でも述べますけれども、吉野川水系の水資源開発施設については、実力低下後の供給可能量を把握してございますが、いわゆる自己水源につきましては、その供給可能量というのが十分に把握できてございません。ですので、フルプランエリアにおける需

給バランスを見るのは、現時点においては評価が難しい状況でございます。

仮に、需要実績データを把握している期間、17年度までですが、この間の既往最大渇水年は平成17年に該当しますが、この期間における自己水源の供給可能量の低減率を、早明浦ダムの供給可能量の低減率と同程度と考えた場合には、既往最大渇水時、平成17年の実需要が20.9トンございました。これは先ほどご覧いただいた数字ですが、これに対しまして供給量は20.8トンとなります。吉野川から取る分と、自己水源から取る分を合わせても20.8トンということになりまして、計算上でも供給量が需要量を下回る結果となっております。それから、需給バランスを見る上での一つの課題としては、工業用水におきまして水源開発されたものの実際には使用されていない未利用水というのがございます。ですので、ここでは需給バランスの課題として、自己水源の評価と未利用水について課題を掘り下げてございます。

まず、自己水源の評価のほうでございますけれども、このフルプランエリアにおきましては、吉野川総合開発により建設された施設からの分水で、吉野川水系以外の地域に広く水が供給されておりますけれども、こうした地域で、分水の他にいわゆる自己水源に多くを依存している実態がございます。各県のデータ等をもとに算出してみますと、フルプランエリア全体では、供給量の約4分の1が自己水源から供給されております。特に、香川県におきましては供給量の約半分が自己水源から供給されてございます。自己水源の依存率を、他のフルプランエリアも見てみますと、筑後川水系が約5割、自己水源へ依存してございますので、それに次いで高くなっている水系だと考えられます。

ですので、フルプランエリアにおける需給バランスを点検する、そのためには自己水源についても近年の降雨状況の変化等を踏まえた供給実力を把握する必要がございますが、先ほども申し上げたとおり、吉野川水系の水資源開発施設とは違って、自己水源については十分なデータが公表されていないということもございまして、実力低下が起きているだろうと考えられるのですが、どの程度起きているかというのが明らかになっていない状況でございます。ですので、今後は自己水源の安定供給能力の評価を行って、フルプランエリア全体についての供給能力の評価を行うことが求められるということでございます。

続いて10ページ、未利用水でございます。工業用水に関しまして、早明浦ダムによって水源開発されたものの、いまだ利用されていなくて、将来の水需要発生への備えとして確保されている、いわゆる未利用水というものがございます。徳島県におきましては、現行フルプランをつくるときに、工業用水の一部、8.35トンのうち0.32トンを水道用

水に転用した経緯がございますけれども、それでもまだ残されている8.03トンのうちの約6トンが未利用となっております。高知県におきましても、高知分水により確保されています工業用水0.5トンの全量が未利用となっております。これらの未利用水につきましては、水利用の合理化と有効活用という観点から扱いを検討していくことが必要でございますが、その際、未利用水に関しましては一定の効果を有しているという考えもあることも考慮しながら、地域の実情を踏まえた他用途への転用など、有効活用についてもあわせて検討すべきであるとなっております。

それから、4番目に渇水の状況でございます。これは先ほど話もありましたけれども、早明浦ダムの管理開始から昨年までの34年間の中で、23回の取水制限が行われております。ことしも既に取水制限が入っていますので、24回ということになりますけれども、現行フルプラン策定時の検討期間、53年から平成10年の後を見ましても、平成11年から14年、17年、19年、20年の7カ年において、7回の取水制限が実施されておりまして、特に平成6年、17年、20年におきましては、ダムの利水容量が空になるという厳しい渇水が頻発しております。また、先ほど申し上げましたが、この評価を行いました昨年、平成20年は、これまで最大の渇水年であった平成17年を上回って、供給可能量の低下が既往最大の規模となっております。このように度重なる渇水を経験しておりますので、その対策においても各地域で経験を生かして、被害軽減のための対策というのはいろいろととられてございます。

例えば、平成6年の大渇水の際には、水源の温存ということを第一としまして、時間給水、断水に踏み切った地域がございましたけれども、実際にやってみますと、断水の前に風呂にため込んだ水が、実際には有効に使われなくて汲み直しをされていたり、復旧後に水道管の破裂ですとか、あるいは赤水が出てその洗浄に水を要したとか、いろんなことがありまして、結果として断水が必ずしも有効な手段ではないということが判明してございます。これらの経験を踏まえまして、平成17年の渇水の際には、断水を避けるべく減圧給水を行ったり、あるいは地域間で自己水源の状況を踏まえた水の融通が行われるというような、きめ細かな対応をしたことによって社会生活への影響を抑えることができたという実績がございます。

表-3というのが次のページに出ておりますが、これは平成20年、17年、6年の香川県の渇水対応状況等について整理したものでございます。この他に各県におきましても、渇水被害軽減のための対策は実施してございますが、表にまとめたのは、事例として香川

県のを整理してございます。住民の節水意識の向上ですとか、節水機器の普及もございまして、この地域における渇水対策は各関係者の努力と住民の協力によって、ソフト、ハード両面の充実が図られてございます。

以上が需給バランスと渇水状況ということでございます。

続きまして12ページ、建設事業の進捗状況と効果ということでございます。事業の概要でございます。フルプランの概要のところでもお話し申し上げましたが、今の現行フルプランに基づいて実施されてございますのは、香川用水施設緊急改築事業のみでございます。ここは、中身は割愛させていただきますが、次の13ページに概要図、調整池の写真等をつけてございます。

14ページ、進捗状況でございますが、この事業は平成11年に着工してございます。大きく分けて、水路の改築と、調整池の建設ということに分かれますが、水路の改築につきましては、平成17年度に完了してございます。それから、水道専用施設であります調整池につきましては、16年度に本体に着手してございまして、20年度に試験湛水を終了して、完了してございます。

事業の効果ということでございますが、まず水路施設に関しましては、以下のような効果が発現しているということで4つほど例示してございます。併設水路の設置による事故時等の供給安定性の向上、コンクリートのひび割れ防止対策による施設の長寿命化、取水口自動除塵機改良による取水可能水位幅の拡大、水管理システムの改善による維持管理の省力化及び迅速化ということを例示してございます。

それから、調整池につきましてはこれから運用していくということで、期待される効果として4つほど書いてございます。平常時の節水により調整池に貯留した水を吉野川の渇水時に使用することにより、できる限り夜間断水を回避するなど、市民生活への影響を低減する。それから、吉野川の水質事故等により取水ができなくなった際に、調整池の水を使用することで断水を回避する。それから、高瀬支線に事故があった場合、調整池の水を新設した連絡水路を通じて西部浄水場に送ることにより断水を回避する。最後に、香川用水の取水口から調整池までの水路の空水調査、水を止めての調査が可能になるということでございます。

それから4-3で、その他重要事項の達成状況等ということでございますが、現行フルプランでは、いわゆるその他重要事項として適切な水利用の安定性を確保するための総合的な施策の必要性など7項目について記載されてございます。これらの達成状況につきま

しては、前回の部会の際にそれぞれの項目ごとにどのような取組がされているかを整理した資料がございますけれども、それらを見てみますと、例えば流域単位での健全な水循環の重視ということに関しましては、影井堰の建設や、発電ダム下流の無水区間の解消などの取組が行われてございます。それから、水利用の合理化に関する取組としましては、漏水防止対策事業や節水に関する広報活動が行われるなど、それぞれの項目に対応して、各主体においてさまざまな取組がなされてきてございます。なお、渇水が頻発してございますので、渇水による影響の軽減対策につきましては、各関係者の理解と努力によりまして、以下のような取組がされていることが特筆されるということで、特に渇水の被害軽減策につきまして、10個ほどの取組を例示させていただいています。

15ページの中ほど、5番でございますが、「計画の変更の必要性及び緊急性」ということでございます。これまで見てきましたとおり、点検・評価結果を踏まえますと、計画の変更の必要性、緊急性は次のとおりでございます。まず、今のこの計画ですけれども、目標年度が平成22年となっておりますが、目標年度における需要の見通しと近年の取水実績には相違が見られます。それから、頻発する渇水ですとか、供給施設の供給能力の低下が見られるなど、供給側の変化も顕在化してございます。それらのことを総合的に勘案しますと、的確なフルプランの策定、透明性の確保の観点から、現行フルプランを見直すことが必要であると。また、新たな計画を策定するに当たりましては、次に示しておりますとおり検討すべき事項がございます。したがって、各関係者の連携、調整のもと、検討を進めていって速やかに計画の変更が行えるよう、環境を整えることが必要である。また、目標年度があと1年後となっていることも考慮しますと、現行フルプランを変更するのではなくて、新たな次期計画の策定が行えるように、直近データの整理等、速やかに準備作業に着手すべきであるというふうにとらえてございます。

以下、今後検討すべき課題を整理してございます。5-1、自己水源を含めた需給バランスの把握でございますが、近年の取水実績を踏まえた需要予測ということで、現計画策定時における需要予測は、将来の人口ですとか水需要の伸び、それから地域における個別の実情等を考慮して算出されたものでございますが、実際には取水実績というのは、現計画策定時、平成10年からほぼ横ばいとなっております。目標年度での見通しどおりに需要が伸びるとは言えない状況になってございます。次期計画の策定に当たりましては、このような状況も考慮して、将来の需要見通しが適切なものとなるように予測手法の改良も含めて検討する必要があるのではないかと。

2番目としまして、自己水源の安定性の評価。これも何度も申し上げますように、本水系は自己水源からの供給割合が多いという特徴がございますが、これを勘案しまして適切な供給目標を立てるためには、自己水源の安定性の評価が不可欠である。各自己水源の管理者におきましては、それぞれの管理している水源の安定性の評価を行って、次期計画における安定供給可能量の検討に反映させる必要があります。それから3番目として、確保すべき計画利水安全度ということですが、本水系の計画利水安全度は5分の1となっておりまして、他の水系がみんな10分の1となっているのに比べて低くなってございます。仮に、この計画利水安全度を上げるとなると、新たな水源の開発ですとか、既存施設の運用の変更、あるいは水利権の見直し等、ハード、ソフト両面においてさまざまな検討が必要になってまいります。場合によってはこれまでの水の使い方を見直しなどにおいて、関係者間の合意に基づく変更が必要になることもございます。そのような課題があるということも考慮した上で、関係者の総意によって確保すべき計画利水安全度を検討する必要があります。

それから、水利用の合理化と有効活用ということでございます。1番目として、未利用水の取り扱いの検討でございます。申し上げましたとおり、徳島県と高知県には工業用水に未利用水がございます。この未利用水に関しましては、一定の効果の有しているという考え方もございますけれども、水利用の合理化と有効活用という観点からは、その扱いについてやはり検討する必要があります。その上で、関係者の合意に基づいて未利用水として残していくのか、あるいは他用途への転用等を図るのかを決めることが望ましいということでございます。それから、需要抑制に向けた取組強化ということですが、需要抑制につきましては、これまでもいろいろと活動されているわけですが、住民の節水意識の向上ですとか、節水機器の普及等の需要抑制に向けた取組が進んでいる他の県、あるいは他の地域の先進的な事例があれば、そういったものも参考にしながらさらなる取組の強化について検討することが必要である。

5-3ですが、安定的な水供給に向けた総合的な対策ということで、まず1番目に、確保すべき利水安全度の達成のために必要な新たな水源の検討ということ。この水系における水資源の利水安全度について検討する際には、水系外の自己水源の状況を勘案しながら、河川水に依存する以外の方策、例えば地下水の活用方策ですとか、下水処理水の再利用、雨水の利用等各種の施策についても、安定供給可能量が低下している、それを補ってさらに向上を図るという施策の実現可能性をあわせて検討することが必要でございます。

また、そのような施策につきましては、すぐにできるもの、時間のかかるものもござい  
ますので、そういった整理をしていって、できるところから新たな計画に取り組むことが可  
能となるように検討することが必要です。

次に、渇水時の影響を緩和するための取組の検討ということですが、これまでの渇水の  
経験をもとに、各関係者におきましては、渇水の市民生活への影響を軽減するためのさま  
ざまな方策をとってきてございます。渇水にはいろんな条件があり、重なって起きるとい  
うことですので、全く同じパターンの渇水が起こるといことは考えにくいのですが、過  
去の渇水時の対応から得られた教訓というのは大変貴重なものでございますので、各関係  
者が持っている情報の共有を図ることなどによって、地域全体の影響軽減に向けて取組を  
進めていくことが必要です。

それから3番目として、その他重要事項の記載ですが、これはフルプランのその他重要  
事項ですけれども、それぞれの水系の特徴に応じて記載内容を決めていけばいいというこ  
とで、必ずしも他水系のフルプランに記載されている項目を網羅する必要はございませ  
んが、これは前回の部会でもお示ししましたが、吉野川のフルプランは一連のシリーズの中  
で先頭を切っているということもありまして、その後からできているフルプランに比べ  
るとやや見劣りする内容というか、項目、踏み込み等、他のものに比べると若干物足りない  
部分もございまして、他の水系における記載も参考にしまして、記載内容の充実を図っ  
て、よりよい水資源の計画、運用を検討すべきであると。例えば、現在も水源の保全涵養  
を図るための森林の整備ということについて記載されておりますけれども、森林の果たす  
役割の重要性について改めて認識を深めて、長期的な対応を含めて必要な記載を図って取  
組を進めていくことも必要であろうということでございます。

最後、6番の「おわりに」ということでございます。吉野川水系のフルプランは、今ま  
で見てきましたように、点検結果ですとか部会での議論を踏まえて適切な見直しがなされ  
ることを期待すると。その際、吉野川総合開発以前の分水ですとか、あるいは最近の吉野  
川の水利用等についても把握した上で、有効利用の可能性、水利用方法の見直しなどにつ  
いて検討する必要がございます。あわせて、限られた水源の効率的活用を図る観点から、  
自己水源の状況を常時把握して、情報の共有に努めるとともに、水管理の高度化ですとか  
水源のネットワーク化を図っていく必要がある。関係者間での議論を通じたさまざまな検  
討の結果は、地域の総意として新しい計画に反映されることが期待されます。

また、次期計画の作成に当たりましては、昨年10月に同じ国土審議会水資源開発分科

会の調査企画部会が、中間取りまとめとして公表いたしました「総合水資源管理」という考え方を踏まえまして、森林管理や渇水時のリスク管理といった視点も加えるとともに、流域の水資源に係るステークホルダーが協議する体制の整備なども検討する必要がございます。

それと、今回の中間評価は吉野川のフルプランを対象としたものでございまして、今後、他の水系も順次、フルプランの中間評価をしていくわけですが、それらの中間評価に当たりましては、それぞれの地域の実情を踏まえた点検を行うことが必要である。その際、需要見通しの点検については、近年のトレンド等のみならず、水需要に影響を与える個別の地域の実情等についても十分考慮した上で評価を行うことが必要である。それから、安定供給可能量の評価に当たりまして、供給の安定性の目標となる期間として、近年20年間の検討ということにとどまらず、あるいは30年をとるとか、25年、長い期間での動向も含めて幅広い検討をすることが望まれるということで、これ以降についての留意点も記載されております。

大分長くなりましたが、以上が資料3のご説明でございます。

**【丸山部会長】** どうもありがとうございました。大変ご丁寧にご説明いただきました。

それでは、今の事務局の説明につきましてご質問、あるいはご意見、忌憚のないところをお伺いできればありがたいと思います。よろしく申し上げます。

どうぞ。

**【市原専門委員】** 議論の前にちょっと確認しておきたいことがあるのですが、フルプランについては5年後に評価をすることになっていまして、その評価書というのが次の資料4の、国土交通省が出される中間評価書ということだと思うのですが、そのときに部会の意見を聞いてこれをつくったよというのが、今、説明いただいた資料3、「中間評価について」という、吉野川部会の資料ではないかと思うのですが、今、ご説明のあった資料3も公式ペーパーとなるわけですか。

**【丸山部会長】** その点、いかがでしょうか。

**【細井企画専門官】** 中間評価の評価書としましては、委員ご指摘のとおり資料4が、役所のクレジットで出てまいります。ですから、中間評価書としてはこれでございますが、この背景としましてどのような議論をしたのかということで、この公表をするときにはあわせてこの資料3も公表することになります。

**【丸山部会長】** よろしいですか。こちらが本体で、こちらが附属資料。



【市原専門委員】 コンパクト版と、ちょっと詳しいものということで、あくまでも、例えばインターネットで公表する際には、資料3も出るということですね。

【細井企画専門官】 両方とも出ます。

【市原専門委員】 わかりました。ありがとうございました。

【丸山部会長】 どうぞ。

【榎村特別委員】 ちょっと細かいことで申しわけございませんが、教えていただきたいのですが、16ページ5-2、水利用の合理化と有効活用というところで、未利用水のところの2行目、一定の効果を有しているという考えもあるがという、他にも一定の効果を有しているという言葉が、10ページの未利用水のところにも書いてあったのですが、この一定の効果を有しているというのは具体的に言うとか、どういうことか、ちょっと教えていただきたい。あるいは、もうちょっとこういう表現がいいのかどうかということ。それから②の需要抑制に向けた取組強化ということですが、この地域は以前から非常に水が少ないということで、かなり節水意識や、いろんな行動をされているのではないかと思うのですが、全国的に言ってさらにもっと、そういう先進的な事例、九州などはございますけれども、もっとあるのでしょうか。かなりここは進んでいるのではないかと思ったのですが。

【丸山部会長】 今の点、いかがでしょうか。一定の効果、その具体的内容は、例えばという程度でいいと思いますが。

【細井企画専門官】 16ページでございます、未利用水に関して一定の効果を有しているというのは、例えば前回の部会の中で、各県からいろんなご説明を受けましたけれども、その中でも発表がございましたが、未利用水については平常時には正常流量的な役割を果たしているというご説明も徳島県からいただいております。そういった機能も有している、そういった効果もあるということで、このような表現をさせていただいております。

それから、需要抑制の取組でございますが、具体的にどこでどんなものを持っているのかというのは、実は今後、研究しなければいけないと思っております、委員ご指摘のとおり、九州あたりではもう少し他の方策もとられているのではないかと期待して書いているところでございます。

【丸山部会長】 今の点、よろしいでしょうか。ちょっと抽象的表現にはなっているのですが、未利用水といえども河川水という形で流しているわけですから、河川の効用そのものはあるのではないかというふうに、私にはとれるのですが。

【榎村特別委員】 そうではないかなと思っているのですけれども、一般的にわかるかなと思って。

【丸山部会長】 確認ですね。

他に。どうぞ、お願いいたします。

【佐々木（弘）特別委員】 この資料3は、全体として今まで我々が吉野川部会でやってきたことを非常に上手にまとめていただいていると、私は高く評価いたします。それを申し上げた上で2点だけ、ちょっと申し上げたい。

1つ、ちょっと気になったところは渴水対応のところですか。渴水については3カ所出てくると思います。1つは10ページから11ページにかけて渴水の問題が出てきます。この10ページの中段、「(4) 渴水の状況について」という文章がありますが、第1段落、上の10行ぐらいは「事実」を書いています。このような渴水があったという「事実」。その後はいろいろな各地の「対応」が書いてあるわけですね、被害をいかに軽減されているかという話が11ページに、この表を含めて書いてある。同じようなところが14、15ページ、14ページの下、4-3、「その他重要事項」の一番下、「なお、渴水による影響の軽減対策」というのがずっと、15ページの上、⑩まで続いている。さらに、この計画を変更する必要がある、あるいは緊急性があるかどうかというところの中でも、17ページの大きな5-3の②でまた同じようなことを書いている。

これに関して私の意見なのですが、最後の部分、15ページから始まる大きな5、「計画の変更の必要性及び緊急性」というところに、17ページの5-3の②として、「渴水時の影響を緩和するための取組の検討」というのをあえて入れるメリットがあるのかどうかと思うのです。私の個人的意見は、17ページの②は削ってしまっているのではないかと。それが1つ。それと、10ページから11ページにかけての、渴水があったという「事実」ではなくて「対応」、「対策」に関わる場所は、全て14ページと15ページのところに一括して、回したらどうかと考えました。

もう一つ、ちょっと気になったところは、これも大した問題ではないですが、一番最後の18ページ、最終の段落で、文章の続きぐあいというか、「今回の中間評価は、吉野川水系のフルプランを対象としたものであり」となっていて、「今後、他水系における云々」となっているわけです。このつなぎぐあいは悪いのではないかと。第1行はこれでいいけれども、今回、吉野川水系のフルプランの中間評価をやって、そのやってきた過程において今後、他の水系のフルプランの中間評価をするときに気になる、気をつけなければいけな

い幾つかのレッスンが得られたということをごここでは言いたいのだと思うのです。そうであれば、この始まりのところ、「今回の中間評価は吉野川水系のフルプランを対象としたものであるが、今後、他水系におけるフルプランの中間評価をするに当たっては、次のような点がレッスンとして得られた」というふうにして、「①、②、③」と以下に書いてあることを書いたほうがすっきりするのではないかと思います。

それと、これはお尋ねなのですが、渇水対応のところ、これは今までの、前2回の吉野川部会のごときにもご説明があったと思うのですが、緊急用に発電事業者、電気事業者の水を使っていますよね。香川の事例を示した11ページの表を見ても3回ある。平成6年であって、17年と20年にあるとこの表に書いてありますが。6年から17年は、10年ぐらいたっているから本当に「緊急」だと思うのだけれども、17年と20年というのはかなりインターバルが短くなっている。ということをお考えたときに、ちょっとこれは教えてほしいのですが、電気事業者の持っている発電用の水というものを緊急放水する決断する、判断を下すのはどなたがどのようなプロセスを経て、あるいはどのようなルールがあってやれるのだろうかとおちょっと思ったのですね。これは単なる電気事業者トップの経営判断だけではないのではないかと、地域のいろいろな要請があるわけだから。その辺のことをもし、差し支えなかったら教えてほしい。

【丸山部会長】 それでは、今の件につきまして。前半は文章のごことで、これは後からでもいいですが、今の発電用水を使用したことについて、何かご存じでしたらということだと思っておりますが、何か聞いておられますか。

【矢野水資源計画課長】 なかなか難しいご質問で、正確にお答えできかねるところがありますけれども、あくまでも利水容量が枯渇したという非常事態におきまして、発電事業者のご協力をいただいて香川県なり徳島県なりの県知事からの要請を受けてやっているというのが実態でございます。その意味では発電のほうのご協力のご決断というのは、発電サイドでいただいていると理解すべきものなのかなと思っております。

【佐々木（弘）特別委員】 この、11ページの香川県の事例で見ると、近年に近づくほど放流のボリュームが大きくなっているでしょう。6年の段階では、これは「緊急」かなと思ふけれども、かなりの量が近年に近づく程だんだん増えているということになると、全体の渇水被害の軽減という点では、それがより、重要性を増しているのではないかとお思うのです。

【上総水資源部長】 少し補足させていただきます。平成17年が130万で、昨年度が

620万と随分増えております。これは、四国地方整備局の職員から聞いたことですが、昨年は結構、電力のための容量を使うのが初め、少な目だった、すなわちたくさん残っていたと。平成20年は渇水が厳しくなりそうだから、発電事業者に対して河川管理者、四国地方整備局のほうから少し抑え気味に使ってくだませんかという要請をしながらやったということがあろうございませう。したがって、17年よりも20年のほうが、発電に当初から相当、期待をかけていたという側面があつて、最終的には四国地方で関係者が、渇水調整会というのですか、納田委員、何という名前でしたっけ。

【納田専門委員】 水利用連絡協議会。

【上総水資源部長】 水利用連絡協議会という各県の水担当部局、それから河川管理者、こういった人たちの中で発電の水を使えればいいなというご相談があつて、それを発電事業者に対して要望としてお伝えして、ご協力いただいているというのが実態でございます。その形が有償か、無償かといいますと、今は無償の形になっております。それがいいのかどうかというのは確かに、課題の一つかと思つております。四国のメンバーの中でも、早明浦ダムについて、発電容量も含めて今の使い方でのいいのかどうか、そういう議論が関係者の中で始まっていると聞いてございませう。詳しくご紹介するほど議論の内容が、私も掌握できておりませうが、そういう状況でございます。

【佐々木（弘）特別委員】 ありがとうございます。今の部長のお話で非常によくわかりました。私が心配していたようなことがやはり起こっているのかなと思つて、「緊急」と言いながらもだんだん、渇水時における活用として発電事業者が持っている水というのがもう、事実として組み込まれつつあるのではないかという感じがします。もしそうであれば、何らかのルールづくりとか、有償、無償も含めてどういつきにだれが決断して、どういつプロセスを経て、判断するのだろうかという経営判断、その辺のことが今後非常に重要になってくるのではないかと思つたのでお聞きしました。ありがとうございます。

【丸山部会長】 関連して山本委員、お願いいたします。

【山本特別委員】 多分、今のお話がかつと焦点というか、議論の核になってくるのではないかと私も思つます。私も、このおまとめいただいたものにほとんど反対するところがなくて、非常に苦勞されてこういう評価書を出していただいたことを高く評価します。かつ、ある程度踏み込んだ表現もなされていると思つますが、より一層、注文といいますか、やらなければいけないと思つますのが今の点です。

やはり、恒常的に濁水が生じてきて、今後、既往最大がどんどん更新されてしまうことすら予想される中で、電気事業者の社会的責任とか善意だけに頼ってしまうような、水資源のこういう計画ではだめなことは当たり前で、そのためのルールづくり、制度も含めた構造的な変革、変化、チェンジに踏み込んでいかなければいけない時期だと思います。そのときに16ページで、確保すべき計画利水安全度、これは大分踏み込んだ内容だと評価したいのですが、ただ、これでも、要するに利水安全度を関係者の総意によって検討すると。場合によっては5分の1のままでも構わないですよという感じなのですね。過去の歴史とか経緯はよくわかるけれども、過去の歴史とか経緯だけを引きずっていると、こういう事態がずっと続いてしまう。

だから今、やはりここで構造的な問題に踏み込むべきだとすると、利水安全度というのは日本国民全員が享受すべき、ある種のシビルミニマムのようなことだと思うのです。地域の実情とか、そういうことで利水安全度が勝手に決められてしまうということも、一方で変な気がする。ある種、目標として与えられている利水安全度に対してどれだけ地域で合意形成していくか。暫定的に利水安全度が低くてもいいけれども、目標とすべき利水安全度というのはやはり、あるものが与えられるべきだと思います。今回のケースで言えば、それは当然、10分の1です、他の流域でもそういうことになっているわけですから。そのためにどういう制度的な切り込みをして確保すべきかという議論がやはり一番、求められてくるし、今、電気事業者の善意だけに頼っているような状況はおかしいし、その部分をどう解消するかというところに踏み込んでいくべき時期ではないかと、私は思います。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。その点について事務局のほうで、現状のところ何かお答えできますか。問題点はわかっているということですので、今後よくご検討いただくということにしているのか、もう少し、ちゃんとお返事いただきたいとおっしゃるのか。

【山本特別委員】 これは相当、踏み込んだものだと思うので、これ以上は。

【丸山部会長】 これで読めますので、今後考えていただくことにいたしたいと思いません。

部長、お願いします。

【上総水資源部長】 今回の中間評価のお願いが今年の6月からでございますが、6月に現地でお集まりいただいて議論を始めていただいたときに、そもそも吉野川の安全度は計画的に、5分の1ですというお話も事実としてご紹介したときに、計画安全度は全国一

律10分の1で考える、山本委員からはそうすべきではないかというお話が今あったのですが、地域の選択という意味合いもあるのではないかというご意見もたしか、委員の皆様の中でもあったやに記憶しております。私の個人的感覚で言えば、何がしかシビルミニマム的なところのものは指標として持っていたほうがいいのかという気はしますが、現実問題、地域ごとにいろんな資源の分布状況が違う社会、自然状況も含めて、そういったところの中にかくあるべし、なべて我が国の全水系においてというところまで踏み込んでいいものかどうか。

【山本特別委員】 それは非常によく理解できるのですが、調整と言って、目標まで調整にかけてしまうとまとまらないのではないかと。過去の経緯を引きずっているわけですから。そういう部分が若干心配されるところで、書いてはみたものの結局まとまらなかったということを心配しているものですから、やはり、ある種の目標に対して各ステークホルダーが頑張って調整していくというのが、調整としてまとまるものだと思います。そういう部分も含めて、あまりここで、最初のスタート地点まで調整にかけてしまうと、なかなかまとまらないのではないかという危惧をしているものですから。

【丸山部会長】 ありがとうございます。おっしゃりたいことは大体、わかりましたが、個々に文言としてはいかがでしょうか。こういう表現でよろしいでしょうか。ここだけが5分の1になっていて、他のところは大体、10分の1でいっているわけですね。だからやはり、10分の1を目標にしてということになるのか、それはそこまで書き込まないほうがいいのかという判断になると思います。

部長がおっしゃったように、その地域地域の資源量とか、安全度の考え方、そういうものも当然、入ってくるので、リジッドに10分の1というわけにはなかなかいかないような気も、私もしないでもないですが、その辺はどういうふうにしておいたらいでしょうか。ご提案があればお聞きしたい。

【山本特別委員】 これは、意見として。

【丸山部会長】 意見でいいですね。目標としては何となく、よそが10分の1だからここはこんなに何回も渇水があるのだから、10分の1にしてほしいという気持ちは皆さん、お持ちだと思うので、そういう方向性でお考えいただくということよろしいでしょうか。

では、このことについてはそんなことで。

それから、先ほど佐々木委員から出ました文言の件につきましては、事務局もよくわか

っていただいていますから、ちょっと整理していただいて、問題点は問題点、対応は対応、あまりダブらないようにというお話です。それは事務局にお任せするということでよろしいですか。

【佐々木（弘）特別委員】 結構です。

【丸山部会長】 それでは、その他につきまして特にございますでしょうか。

お願いいたします。

【市原専門委員】 先ほど委員から、渇水の影響は削除したらというご意見がございましたけれども、僕はこれはぜひ残してほしいと。なぜかといいますと、今の計画利水安全度の問題もございました。それから、安定的な水供給に向けたということが書いてありますが、吉野川水系の場合、3年に2年は渇水なのです。異常なる事態で、現実を考えると、安定的に水を供給することはものすごく大変なことだと。おそらく、10億トンぐらいの水がめが要るのではないですか。だからやはり水系によって、宿命といったら怒られるかもわかりませんが、非常に水の少ないところというのは、やはり安全度も落とさざるを得ないという、地域に応じたものが必要だと思いますし、そうすると、3年に2年が渇水だというような異常なる水系ということが今回の中間評価でよくわかったので、まさにこれから、フルプランにそういうことがメインになるのがいいかどうかは別にして、渇水をいかに、先ほどの電気の話にしても非常に大事なことだと思います。その他、既施設の改造だとか、いろいろあるでしょう。前に私が提案したのは循環用水で、海まで流れて行って機能を果たしたやつはまたもう一回、人間の力で上流部、高松へ持って行って使えばいいのではないかとか、結局それは水系に伴わない、渇水の取組だと思いますので、これが僕は、どちらかといったら吉野川水系の渇水への取組がメインになるのではないかとぐらいに思っていますので、ぜひこれは残していただきたいというのが私の意見でございます。

【丸山部会長】 ありがとうございます。今おっしゃいましたのは14ページから15ページに書いてある箇条書きのところと理解してよろしいでしょうか。3カ所、出ておりました。

【市原専門委員】 17ページに。

【丸山部会長】 14から15ページに出ていまして、17ページにもありますね。

【佐々木（弘）特別委員】 10ページと11ページもあります。

【丸山部会長】 17ページを外したらいいという話でしたね。

【佐々木（弘）特別委員】 今の市原委員のご意見が、もし私の先ほどの発言に対する反論だったら、ちょっと誤解されているのではないかと思って、もう一回申し上げたいのですが、私は10ページから11ページにかけての前段は、「事実」が書いてありますね、と。10ページの下から10行目あたりのところから「対策」が、11ページにかけて書いてありますね、と。17ページにも「対策」が書いてありますねと申し上げているわけですね。それから、14ページから15ページにかけても「対策」が書いてあります。3カ所、「対策」が出てきます。それを、10ページから11ページと、17ページを削って、それをなくせというのではなくて、14ページと15ページのところにまとめたらどうですかということを行っているわけです。「対策」は必要なのですよ。

【市原専門委員】 計画変更の必要性という欄の中に、濁水の検討というのがぜひ必要だというのが私の意見です。

【佐々木（弘）特別委員】 17ページの5ですね。

【細井企画専門官】 すみません、この、どういう意味で記載したかということをご説明させていただきたいと思いますが、まず、最初の10ページ、11ページのところは、10ページの（4）で濁水の状況とありますが、（4）は、4ページの4、「現行フルプランの達成度の点検・評価と流域に固有の課題の洗い出し」の中の、流域の固有の課題という位置づけで濁水の状況というふうに挙げてございまして、濁水というのはやはりこの流域では避けて通れない話題ですので、まずここで個別の課題という位置づけのために、10ページに書かせていただいています。

それから、14ページの下から15ページにかけてですが、ここにつきましては、その他重要事項の達成状況ということで、今のフルプランに書かれているその他重要事項、7項目ございまして、その達成状況の例示として、濁水の取組を書いたということでございまして。あくまでも、その他重要事項の達成状況の中での位置づけということでございまして。

【佐々木（弘）特別委員】 重要ですよ。

【細井企画専門官】 それで、17ページにつきましては、最後、計画の変更の必要性及び緊急性の中で、今後検討が必要な課題ということで、濁水時の影響を緩和するための取組の検討ということで書きましたので、それぞれのパーツ、パーツでいろんな側面が、同じ濁水でもそういう位置づけが違うということで、3箇所に書かせていただいているものです。



【佐々木（弘）特別委員】 わかりました。ただ、最後におっしゃった17ページのところでは、計画の変更が絶対必要、緊急だということの中に、あえて渇水時の影響を緩和するための取組のことを、17ページの②として書いて、本当に「計画の変更の必要性、緊急性」として、新たな、何かサムシングニューが出てくるのかなという。画期的な目玉はあまりないのではないかなという感じがして、これは削ったらいいのではないかと思う。先ほどの、本当のフルプランでは、31ページの「その他重要事項」の（5）、ちょうど中段ぐらいのところに渇水のことをいろいろ書いてある。そのところに「各種方策の有効性云々」ということが、フルプランの原文に書いてあるわけですね。だから、ここのとことと対応するのは、本文の14ページから15ページだろうと思ったので、ここにまとめたらどうでしょうかということをお願いしたのです。任せますが。

【丸山部会長】 どうぞ、お願いします。

【山本特別委員】 私も先ほどの、地域の実情に合わせるのは非常に大切だと思っておりますし、この流域は渇水対策を中心にやらなければいけないことも、非常にそれは重要だと思っています。ただ、そのときに地域の実情に合うからといって利水安全度が5分の1でいいという議論は、少し納得がいかない。それはある種、情報を皆さんにお伝えするときに誤解を与えてしまうのではないかということも含めてです。専門の、わかっている人たちの間ではいいのです、5分の1の安全度ということと、いつも渇水が起きていることは同じこと、そういうことは理解できているわけですが、ここの資料の中で6ページ、今、これから水需要が頭打ちだということはわかっていて、都市用水の需要に比べて5分の1の利水安全度だったら、もう何もしなくてもいいと。だけど実は渇水で、困っているわけではないですか。そういう意味で、5分の1という利水安全度のとらえ方というのは人さまざまだと思いますけれども、そういうとらえ方もされかねないと思います。そうしたら、完全に地域の実情を無視する議論になってしまう。それでは、制度的なものまでに踏み込み、さまざまなステークホルダーがやらなきゃいけないということを考えるある種の目標としては、少し弱過ぎると私は思います。

【丸山部会長】 三野委員、お願いします。

【三野専門委員】 今、山本委員のお話と少し関連するのですが、先ほどの、このフルプランの中間評価そのものの流れが、多分、次々フルプランに送って行って、だんだん全体の水資源計画というのを全国的に高めていこうという、一般論としてのものと、もう一つはこの流域だけの独自性のもの、それをしっかり仕分けることが今の山本委員のお話の

中身だと思うのですが、これはどうも、一般化、一般化していこうということで、それはむしろ調査企画部会で別途出されています総合水資源管理、フルプランの上に立つ基本的な考え方の整理にどういうふうにごこからの一般化できる問題を送っていくかという話と、それから吉野川独自の、このフルプランの問題とが、どうもごっちゃになっている気がします。それが今、委員のご指摘の議論ではないかと思うのです。そういう意味では私は、フルプランですから地域固有の問題を取り出して、その他の事項というところでむしろ全体に共通する、全国に共通するような課題として送っていく、そういう構造が必要なのではないかと思ったのです。そういう意味では何かこれは、どんどん独自性を次に送って、さらにフルプランを一巡していくに従って、より全国のフルプランの計画を高めていくということが、ちょっと出過ぎているような印象を受けました。これは印象だけです。

ですので、別途検討されている総合水資源管理の中間報告を先取りするよりも、むしろそれへ問題を送っていくような問題と、独自の問題とに区分したほうがわかりやすいのかなという気がいたします。

【丸山部会長】 どうもありがとうございます。

どうぞ。

【納田専門委員】 納田でございます。私は、この5分の1につきましては、早明浦ダム計画そのものが5分の1でスタートしたわけですから、この中間評価で、この評価自体をすることはいいのですけれども、いきなり10分の1が望ましいという話になっていくと、一番最初の会議のときにもあったと思いますが、では、新しくダムをつくっていくのかとか、あるいはものすごく大胆に、先ほどの電気の使用容量等も白紙にして、初めから、容量配分から見直すのかとか、そこまで踏み込んでいかなければ、今の5分の1でさえ守られていないわけですから、10分の1に目標を置いたとしてもなかなか達成できない状況が残るだけだと思います。ですから、とりあえずはこれでやっていただいて、もしどうしても必要だというのであれば、10分の1にするための新しい計画なりを立てていってもらえばいいと思うのですけれども。

【丸山部会長】 ありがとうございます。

どうぞ、端野委員。

【端野専門委員】 端野です。流域固有の問題で1つ、意見を申し上げたいことがございます。それは、17ページの「おわりに」の3行目にちょっと、今日追加されていることですが、吉野川総合開発以前の分水という、結局、吉野川の水利用の実態があま

りはっきり、特に今回の新規水資源開発以前の実態、数値が書かれておりませんので、そのことに関しては2ページの3行目あたりにございますけれども、この数値につきまして、四国地方整備局で四国の水問題という研究会が並行して走っておりまして、その中間報告が最近、出されております。そのホームページにも資料が掲載されておりますけれども、その第9回四国水資源問題研究会の資料を今、手元に持ってきています。その15ページ、流域外分水というのが円グラフで示されています。池田地点上流への流域外分水、新規開発量も含めて全部で9.9億 $m^3$ と書かれております。その内訳が、新規の流域外分水が5.3億 $m^3$ 、水資源開発以前の分水が4.6億トン、このように、以前の分水量というのが新規の分水量とあまり変わらないということ、やはり認識していただく必要があるのではないかと思います。

特に、この開発以前の分水というのはご存じのとおり発電分水が主流でございまして、事務局のほうにお聞きしたのですけれども、その辺が、発電に使われた後、どういうふうに使われているかというのはもう一つ実態がつかまれているというのですけれども、それはよろしいのですが、とにかくこれからの渇水時の緊急対策のときの、発電の、他流域の開発以前の量というのがものすごく多い。これを、今も有効利用、下流では分水された他の、流域外の方は有効利用されていると思うのですけれども、やはり緊急時の場合、渇水するときにはこの水を含めた形で検討すべきではないかと思ひまして、発言させていただきました。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。

いろいろ具体的な話がたくさん出てまいりましたが、いかがでしょうか。文言等についてはいろいろ相反する意見も出ていますので、ここでどうのこうのということはちょっと難しいと思いますので、事務局のほうでもう一度、今日出ました意見をよくお考えいただいて、記述の場所を変えるようなことがあれば、そういう必要もあるかもしれませんし、いろいろ考えてやはりこの原案のほうがいいということであれば、それでもよろしいかと思ひます。

どうでしょう、ここに書いていただいていることで、基本的に具合の悪いというようなことはございませうでしょうか。もう少し踏み込んで書いたほうがいいということがございましたら改良しなければなりませんし、ここに書いてあることで読める、これはフルプランの中間評価ですので、フルプランそのものではありませんので、そういうことを踏まえて次のフルプランに反映させるというふうに考えればいいのかということになるかと思ひます。

どうぞ。

【佐々木（政）専門委員】 初めてで、1回、2回に出ていませんので少し判断が間違っているかも知れませんが、私は、今のご説明を伺っていて事務局の案は非常によくできているのではないかと。例えば、先ほどから議論になっています渇水について、3点掲げられていますが、一番最初に掲げられているのは、現行のフルプランに対して、渇水状況に陥ったときに四国4県民の方々がどんな努力をなされたかという実績を紹介しておられるのですね。2点目の渇水のところは、その実績を踏まえてフルプラン上、その文言でどの程度達成感ができているかということをも、事務局は表現なされた。3番目が、今回の課題として渇水をどう図るかという議論をなされているのだろうと。私自身はストーリーが、非常に通っているのではないかという気がしています。

それから、一番難しいのは利水安全度ということと渇水対策というのは表裏一体でございまして、これはゼロにすれば渇水対策も何もありませんので、そこらあたりをどのように考えていくかという課題が1つありますのと、私自身がちょっと仕入れたことで、発電容量のことですけれども、これは水利用協議会というのがつくられて、四国地整さんを中心に電力さん、4県の方々がおられていろいろ検討しておられます。これは、有償か無償かという議論があるのですが、現在は四国電力さんと電源開発さんのご厚意で融通していただいているのですが、これは発電しながらの利用ですから、発電をしない水を放流しているわけではないのですね。発電をしながらということで、ただ電力さんのメリット、デメリットを考えると、発電容量というのは需要の必要なときに放流して発電を起こすというのが、時期を限定されますから、需要の時期とバランスがとれない、そういう発電放流であるということです。全く無効放流をしているということにはなっていない。そういうことをちょっと、私の知り得る限りでご報告申し上げておきます。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。

どうぞ。

【和田専門委員】 今回は、吉野川の間接評価ですから、私は非常によくできていると思います。吉野川は5分の1の確率で、水が不足する川であるということははっきりしていますので、中間評価の中で、次に評価を見直していくときには7つばかりを考慮して、有効利用しましょうとまとめられている。有効利用方法の見直しを図っていく、水源の効率的活用を図る、自己水源の状況がわからないので把握して情報を共有しましょうとか、水管理の高度化、水源のネットワーク化というのを挙げていますので、次の計画に進める

ために、中間評価としてはこれでいいのではないかと思います。

【丸山部会長】      ありがとうございました。

いろいろご意見を頂戴しましたが、このようにさせていただいていいでしょうか。

この原案を評価していただく委員の方はたくさんいらっしゃると思いますが、この時点で文言を変えなければいけないというようなことはない、場所を変えるとか、そういう整理はございますが、そのように受け取らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、そのように受け取らせていただきまして、もう少し、表現の場所を変えるとか、表現方法を少し変えるということはあるまいから、それは事務局でご検討いただいて、後日メールか何かで委員の皆様方に配付していただいて、それを踏まえて原案をつくらせていただくということでもよろしいでしょうか。大変僭越ですけれども、私が少し相談、お任せいただくということで、先に進ませていただいてもいいでしょうか。もう一度会議を持つということはとてもできませんし、そういうご意見はなかったかと思えます。ご指摘のことは皆、もっともなことなのですが、どちらに重きを置くかということで、少しニュアンスが違ったかと思えます。

もしよろしければそういうことでこの件は、先に進ませていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【丸山部会長】      どうもありがとうございました。

それでは、次にもう1件ございます、資料4でございますが、これについてご説明をお願いいたします。

【細井企画専門官】      資料4でございます。時間もありますので駆け足でご説明させていただきます。

これは、中間評価書そのものになるという位置づけでございます。頭のところですが、先ほどの部会取りまとめにもありましたとおり、中間評価とは5年を目途に点検をしているということが書いてございまして、今般、吉野川フルプラン、14年にできたものをこの部会における調査・審議を踏まえて中間評価を行ったということを書いてございます。

需給計画の状況でございます。需要についてですが、計画内容、これはフルプランの計画内容を書いてございます。22年目標で、吉野川水系に依存する都市用水として、水道10トン、工水12トン、合計22トン、平成10年の取水実績に対してそれぞれ増加を見込んでいると。農業用水については新規に依存する水量の増加はない。なお書きですが、

吉野川水系以外の水源、自己水源に依存する量を含む需要の総量については、フルプランの説明資料に記載があると書いてございます。

需要の状況と評価等でございます。このフルプランエリア、水道、工水、農水、いずれかの供給を受けるという定義ですが、このフルプランエリアにおいて自己水源に依存する割合が比較的高いので、需給の状況は総量で評価する必要があるということで、評価は総量でしました。現行フルプラン策定後の都市用水の取水実績、平成10年から17年はほぼ横ばいから微増で、今後の社会経済動向に大きな変化がないという前提を置くとすると、目標年においても需要見通しどおりの伸びは見込まれない。これが需要でございます。

続いて供給でございますが、計画内容は、供給目標は需要の見通しに対して降雨状況の変化等、地域の特性に応じた安定的な水利用を可能にするということにしております。このため、新たな水資源開発施設の建設はございません。現行フルプランでは、安定供給可能量、20分の4、5分の1ですが、その記載は本文にはなくて、説明資料にだけ記載しております。本文ではその他重要事項のところ、既往最大の渇水年、平成6年における安定供給可能量を示しています。自己水源からの供給量については、説明資料においても記載はされておられません。

供給の状況と評価等ですが、近年の降雨状況の変化等によって供給施設の安定供給可能量が減少しているということで、これは同じ表をつけてございます。吉野川水系以降に全部変更が行われた他水系のフルプランでは、安定供給可能量として20分の2をとっておりまして、そのことを説明資料だけではなくて、フルプラン本文の供給の目標のところに記載しております。ですから、吉野川水系の現行フルプランと比べて、利水の安定性の確保のレベルが違っているのと、供給の目標としての安定供給可能量という考え方がより明確になっているということでございます。

需給バランス上の課題ということでございますが、バランスを見る上で、需要と供給の全体像を把握する必要がありますけれども、自己水源による供給の安定性が十分に把握されていないことから、評価が難しい状況だと。また、工業用水において未利用水があると。今後は自己水源の供給の安定性の評価を行って、フルプランエリア全体としての需給バランスを評価できるようにしていくとともに、未利用水については水利用の合理化と有効活用という観点から、その扱いを検討する必要がありますと。

渇水の状況でございますが、早明浦ダム管理開始から34年間で23回の取水制限、平成6年、17年、20年はダムが空になっていると。度重なる渇水の経験を生かして、各

地域で影響軽減のための対策がとられておりまして、今後とも関係者が持っている情報の共有を図ることなどによって、地域全体の影響軽減に向けた取組を進めていく必要があります。

大きな2番としまして、建設事業の進捗状況と効果でございます。計画内容ですが、これは香川用水施設の緊急改築事業が位置づけられているということを書いてございます。水資源機構が事業主体となりまして、平成11年から20年の工期で水路の補強・補修、併設水路の設置等を行うのと、新たに水道専用の調整池の建設を行うものです。進捗状況につきましては、水路の改築が平成17年に完了して、併設水路の設置による事故時の用水供給力の確保ですとか、コンクリートのひび割れ防止対策による施設の長寿命化等の効果が発現している。調整池につきましては20年度に完了しまして、今後、断水の回避など市民生活への影響の軽減ですとか、水路の水を止めての点検の実現などの効果が見込まれているということです。

その他重要事項の達成状況でございますが、その他重要事項として7つの項目を記載してございます。達成状況ですが、それぞれの項目に対応して各主体においてさまざまな取組が実施されてございます。特に、渇水の影響軽減対策については各関係者の理解と努力によって、数多くの取組が実現しております。それと、その他重要事項につきましては、現行フルプラン策定後の情勢の変化等を踏まえて、また、その後に全部変更が行われた他水系のフルプランも参考に、さらに記載の充実を図って、よりよい水資源計画、運用を検討する必要があります。

4番目、計画の変更の必要性・緊急性でございますが、上記1から3で点検・評価を行った目標年度の需要見通し、それから近年の取水実績、供給施設の供給能力の低下等を総合的に勘案すると、的確なフルプランの策定、透明性の確保の観点から現行フルプランを見直すことが必要だと。その際、現行フルプランの目標年があと1年となっているということを考慮すると、現行フルプランを変更するのではなくて、新たな次期計画の策定が行えるように取り組んでいくことが重要で、今後は関係者との調整等を行い、速やかに以下の課題について検討を進めて、その成果を次期計画に反映するように努めるということで、以下の課題は、先ほどの部会取りまとめの5番に載せていた課題を列挙してございます。

5番目、今後の留意事項でございますが、ここにつきましては、部会取りまとめの最後、6の「おわりに」の後段のところを記載してございます。次期計画策定に当たって、過去からの水利用等について把握した上で、有効利用の可能性や水利用方法の見直しなどの検

討が必要。自己水源の状況を常時把握して、情報共有に努め、水管理の高度化や水源のネットワーク化を図ることが必要だ。また、昨年10月に調査企画部会で中間取りまとめとして公表しました、「総合水資源管理」の考え方を踏まえた検討が必要だと。

なお、他水系におけるフルプランの評価に当たっては、それぞれの地域の実情を踏まえた点検を行うことが重要。その際、需要見通しの点検については近年のトレンド等のみならず、水需要に影響を与える個別の地域の実情等についても十分考慮した上で評価を行うことが必要ということ、安定供給可能量の評価に当たっての期間についても検討が必要だということを書いてございます。

駆け足でございましたが、以上が中間報告書の案でございます。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。ただいまが本体のほうであります、これについてご意見、ご注意等がありましたらよろしくお願いします。

【佐々木（弘）特別委員】 時間がないので簡単に申し上げますが、この資料4、国がつくった「中間評価書」というものですが、大体この種のものは、国がつくるものは非常にシンプルというか、簡潔につくるスタイルが慣例であると認識しております。そういう意味では、4ページものですがこれでいいのではないかと思います。我々、今までの吉野川部会のメンバーにとってはこれでも十分わかるのですが、一般の方は、これが公表された場合、もし、この資料4、国がつくった「中間評価書」のみを読んだときは非常に、わかりかねるものが多いのではないかと思います。

そこで、一つの工夫の仕方、同時に両方が公になるということですから、1つは1ページの、「今般」云々と書いてあって、「中間評価を行った」で終わりますよね。その前に、1行上に「吉野川部会における調査・審議を踏まえ」と書いてある。この辺のところ、もし書けるものであれば1行か2行足して、冒頭のところで吉野川部会の、今の資料3、「中間評価について」という表題を、これを踏まえてというふうにきちんと書いてくれば、同時に公表されるわけですから、資料4のみではなくて3もあわせて読んでもらえるかなという感じがしないでもない。あるいは、4ページの、やはり一番重要なところは大きな4だと思っております。「計画の変更の必要性及び緊急性」というあたり。であれば、ここに「○」が幾つかありますが、その一番上のところに「その成果を次期計画に反映するように努める」となって、以下いろいろなものが箇条書きになっている。その始まりのところで、「詳細は吉野川部会の、さっきの資料3をリファーする、参照しなさい」というふうに書いてもらえれば、皆さん参照してくれるのではないかと思います。ちょっと言い過



ぎですか。

以上です。

【丸山部会長】 どうもありがとうございました。先ほどご議論いただいたものをリファーマーしてください、すればなおわかりますよという記述を入れて下さいということであり、それは事務局のほうでご検討いただけますね。

【細井企画専門官】 検討させていただきたいと思います。

【丸山部会長】 他にございませんか。これは非常に簡潔ですから。

特にございませんでしょうか。今のリファーマーのことはご検討いただくということで、そちらとこの資料4は、基本にご承認いただいたということでよろしいでしょうか。いろいろご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは一応、全体のご意見を頂戴したということでもあります。先ほど、資料3に関連しましては取りまとめさせいていただいたということになるのかわかりませんが、委員から出していただきましたご意見を踏まえまして、事務局で原案をつくらせていただいて、しかるべき方法で委員の皆様に見ていただいたうえで、最終的に私と事務局で取りまとめさせていただくということでよろしいでしょうか。

非常に難しい問題がありそうだということはおわかりましたが、簡単に基準年を上げるということになりますと、施設をつくらないのでどうするか、さっきおっしゃったようなことともつながってまいりますので、後でどうするかということも踏まえながら、記述等をお考えいただいたらありがたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、資料4についてはこの委員会でご承認いただいたことにいたします。資料3につきましては、ただいま申し上げましたような手続で、リジッドなものにさせていただくということで、この委員会としては一通り、予定のことは終わらせていただいたということでもよろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返ししますので、よろしく願いいたします。

【西川水資源政策課長】 丸山部会長、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から今後の予定などにつきましてご説明させていただきます。この部会における取りまとめ案につきましては、先ほど丸山部会長からご指示いただいたとおり、事務局のほうで必要な修正作業を検討して進めて、後ほど丸山部会長にご確認いただきながら進めてまいりたいと考えております。

それではここで事務局から、次期の吉野川水系における水資源開発基本計画の内容検討

に向けて、当面の取組などについて少しご報告させていただきます。

【矢野水資源計画課長】 水資源計画課長でございます。ただいま、大変ご熱心にご議論いただきまして、また、貴重な、厳しいご意見をたくさん頂戴しましてありがとうございます。今、お取りまとめいただきましたものでいきますと、22年度を目標としております現行計画について見直しを進めていくということでございます。早速私どものほうでも、もう来年度が22年度でございますので、準備作業を進めていかなければいけないと思っております、まずデータの整理等の基礎的な作業にすぐ取りかかってまいりたいと思います。また、検討すべき課題というのでも幾つも挙げていただいておりますが、非常に関係者も多岐にわたる課題、なかなか難しい課題もございますし、関係県のほうにご検討を進めていただかなければならないような課題もございます。そういったものも含めまして関係省庁、関係県ともよく連携をし、よく協力をいただきながら策定に向けましての準備作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、その結果といたしましての新たな次期計画の策定に当たりましては、またこちらの吉野川部会のほうでご審議を賜ることになろうかと存じます。引き続き委員の皆様方にはよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。

【西川水資源政策課長】 以上をもちまして本日の審議は終了させていただきます。本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省のホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましては、その前に委員の皆様方に内容確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願ひします。また、先ほどご審議いただきました中間評価書案につきましても、後日、正式な中間評価書という形で、当省のホームページで公表したいと考えております。

最後に、水資源部長の上総よりごあいさつ申し上げます。

【上総水資源部長】 もう時間も過ぎております。簡単に申し上げます。

本当に熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございます。中間評価としての、ほぼまとまりをいただいたかと思っております。先ほど計画課長から申し上げましたように、次期に向けましてしっかりと取組んでまいりたいと思っております。今後ともぜひよろしくご指導のほどお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【西川水資源政策課長】 どうもありがとうございました。

— 了 —